

令和6年度 就学援助のお知らせ

北名古屋市教育委員会

北名古屋市では、児童生徒が学校生活を円滑に送れるように、就学のために経済的な援助を必要とする保護者の方に、学用品費・学校給食費などの一部を援助しています。

1 援助の対象となる方

市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者の方で、次の申請理由のいずれかに該当する方です。

申請理由	必要な証明書類	
	市内在住の方	市外から転入された方 (令和6年1月2日以降に転入された方)
① 生活保護を受けている方 生活保護が停止又は廃止になった方	不要	
② 児童扶養手当の支給を受けている方	不要 (※児童手当・特別児童扶養手当は該当しません。)	
③ 市民税が非課税の方 市民税が減免された方	不要	令和6年度市県民税非課税証明書 市県民税減免決定通知書の写し
④ 国民年金の掛金が全額免除された方 国民健康保険税が減免された方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し 国民健康保険税減免申請に伴う決定書の写し	
⑤ 上記以外で経済的に困窮している方 (申請書では、「5 その他」になります。)	不要	下記のうち、いずれかをご提出ください。 ○ 令和5年分所得税確定申告書の写し ○ 令和6年度市県民税課税証明書

※ ③～⑤に該当する方は、同一生計の世帯全員の状況を証明することが必要です。

※ 課税証明書(③及び⑤の証明書類)の発行は6月頃からとなりますので、提出が必要となる方は、先に申請書のみをご提出ください。

※ 令和6年1月1日時点で北名古屋市民の方であっても、税の申告を行っていない場合は、③及び⑤の証明書類の提出を求めます。

【参考】令和6年度就学援助認定に係る所得基準額(申請理由⑤に該当する方)

世帯人数	世帯構成(例)	世帯全員の年間総所得額
3人	父・母・小学生	約230万円以下
4人	父・母・中学生・小学生	約300万円以下
5人	父・母・中学生・小学生・小学生	約355万円以下

※ 上記の表はあくまで目安です。世帯構成や年齢等が異なる場合、認定にかかる所得額は異なります。

※ 所得額とは、世帯全員の令和5年中の総所得額(所得控除前)の合計から、社会保険料等の控除額の合計を差し引いた額をいいます。

2 申請手続き

◆ 申請に必要なもの

- 就学援助費受給申請書・振込先口座依頼書 兼 委任状(小中学校、学校教育課窓口、または北名古屋市HPから入手できます。)
- 申請理由に応じた証明書類(「1 援助の対象となる方」をご確認ください。)

◆ 申請先

入学先の小中学校

◆ 申請期限

令和6年4月30日(火)(※お子さまの入学後より申請受付を開始します。)

◆ 申請上の注意事項(重要)

- 申請は、毎年度必要となります。令和5年度「認定」を受けている方も新たに申請を行ってください。
- お子様が小中学校にそれぞれ在学している場合は、学校ごとに申請書を作成してください。
- 申請書等に不備があった場合、訂正等により審査できる状況になるまで、認定保留となりますのでご注意ください。

3 おもな援助内容

支給費目	小学校		中学校		備考
	学年	支給額(年額)	学年	支給額(年額)	
学用品費	全学年	11,630円	全学年	22,730円	認定月から月割支給します。
通学用品費	2~6年	2,270円	2~3年	2,270円	認定月から月割支給します。
新入学学用品費	1年	57,060円	1年	63,000円	4月認定を受けている方のみ対象です(入学前支給を受けた方は対象外)。
校外活動費(宿泊なし)	実施 学年	実費 (上限1,600円)	実施 学年	実費 (上限3,690円)	校外活動(遠足・野外活動)・修学旅行の実施日までに就学援助を受けている方が対象です。
校外活動費(宿泊あり)	実施 学年	実費 (上限2,310円)	実施 学年	実費 (上限6,210円)	
修学旅行費(*1)	6年	実費	3年	実費	
学校給食費(*2)	全学年	実費 (1食270円)	全学年	実費 (1食310円)	現物支給(口座振替による引き落としを行わず、直接市が負担)にて対応します。
PTA会費	全学年	実費 (上限1,560円)	全学年	実費 (上限1,560円)	認定月から月割支給します。
医療費	全学年	実費	全学年	実費	学校から治療の指示のあった対象疾病(*3)の治療費のみが対象です。
クラブ活動費(*4)	/		全学年	実費 (上限30,150円)	申請方法は、審査結果通知時にお知らせします。
卒業アルバム等購入費	6年	実費 (上限11,000円)	3年	実費 (上限8,800円)	卒業アルバムを購入されていない方は、対象外となります。
オンライン学習通信費	全学年	実費(貸与型)	全学年	実費(貸与型)	現物支給(モバイルルーター)にて対応します。

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが対象となります。

(*1) 原則、実施された学期末での支給を予定していますが、学校での修学旅行費の精算が終了していない場合は、翌学期末に延期して支給することがありますので、ご了承ください。

(*2) 認定前までは、あらかじめ口座振替により給食費を引き落としさせていただき、認定後に保護者負担額を返金いたします。
 なお、給食費を除いた教材費等の集金は引き続き行われます。

(*3) 対象疾病とは、トラコーマ・結膜炎・白せん・かいせん・膿かしん・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯をいいます。

(*4) 申請の際は、『クラブ活動費用具等購入報告書』に『領収書』を添付したうえで、在学する中学校にご提出ください。

なお、領収書を購入店にて発行する場合、購入者氏名(保護者または児童生徒氏名)・購入品目・購入日・金額の記載、並びに購入店の印鑑の押印が必要です。また、領収書の日付は、認定月以降のものに限ります。

4 年度スケジュール

4月	6月	7月	12月	3月
当初申請受付 (4月30日(火)締切)	審査結果通知 (6月末~7月上旬)	1学期分支給 (7月中旬)	2学期分支給 (12月中旬)	3学期分支給 (3月中旬)

※ スケジュールは前後する可能性があります。

※ 審査結果や支給に関する通知は、学校を通じてお子さまに配布、または郵送により対応します。

5 注意事項

- ◆ 申請は随時受付けていますが、年度途中で申請した場合の支給対象は、認定した月以降に掛かった費用に限られます。
- ◆ 受給審査時や認定後の年度途中において、認定要件の確認を行います。結果によっては、認定取消となる場合があります。
- ◆ 世帯状況に異動があった場合(婚姻等)は、再審査の対象となりますので、速やかにご連絡ください。
- ◆ 本制度は、学校徴収金を免除するものではありません。月々の学校徴収金は必ずお支払いいただきますようお願いいたします。
 なお、学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当させていただきますので、ご了承ください。

【問合せ先】北名古屋市教育委員会 学校教育課(市役所東庁舎3階) TEL 0568-22-1111(代表)